

留 監 第 7 8 号
令和 2 年 8 月 2 1 日

留萌市長 中 西 俊 司 様

留萌市監査委員 益 田 克 己
留萌市監査委員 村 上 均

令和元年度健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和元年度健全化判断比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

令和元年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和元年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和2年8月6日から令和2年8月21日

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ %	13.90 %	20.0 %
連結実質赤字比率	－ %	18.90 %	30.0 %
実質公債費比率	14.3 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	74.7 %	350.0 %	－ %

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、一般会計実質収支額は291,071千円の黒字で、実質赤字比率は発生しないことから、特に指摘すべき事項は無い。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は一般会計、特別会計の実質収支額、企業会計の資金不足・余剰金の合計を標準財政規模で除した率であり、個別に示すと次のとおりである。

会 計 名	令和元年度 実質収支額	比率	平成30年度 実質収支額	比率
一般会計	291,071 千円	3.90 %	216,006 千円	2.88 %
国民健康保険事業特別会計	29,970 千円	0.40 %	31,714 千円	0.42 %
後期高齢者医療事業特別会計	1,388 千円	0.02 %	1,196 千円	0.02 %
介護保険事業特別会計	70,616 千円	0.95 %	53,552 千円	0.71 %
会 計 名	令和元年度 資金不足・余剰金	比率	平成30年度 資金不足・余剰金	比率
港湾事業特別会計	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
下水道事業特別会計	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
病院事業会計	△ 440,896 千円	△ 5.91 %	△ 352,311 千円	△ 4.70 %
水道事業会計	269,688 千円	3.62 %	283,813 千円	3.79 %
合 計	221,837 千円	2.97 %	233,970 千円	3.12 %
標準財政規模 (うち臨財債発行可能額)	7,459,883 千円 (256,090 千円)		7,490,569 千円 (331,751 千円)	

※連結実質赤字比率はプラス数値となった場合、比率は発生しないものとなる。

令和元年度決算における留萌市の赤字会計は、病院事業会計である。

病院事業会計については、経営改善に向け、新留萌市立病院改革プランの実行が図られてきたところであるが、今年度については、手術件数、リハビリ件数の増加をもたらしたものの、単年度での運転資金の増減額は△88,585千円となり、この結果、資金不足は440,896千円となったところである。ただ

し、前年度の運転資金の増減額67,151千円から、一般会計により特別支援されていた300,000千円を除いた△232,849千円と比較すると、単年度での運転資金の不足額は144,264千円圧縮されており、改善傾向にあると言える。全体として、連結実質赤字比率は引き続き発生しないが、病院事業会計については、留萌二次医療圏の地域医療を守るため、政策医療の堅持や地域に不足する医療の提供、また常勤医不足の影響など、依然として厳しい状況ではあるが、経営改善の取組みの成果が見え始めているところもあり、継続しての取組みが期待される。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は実質的な公債費の財政負担状況を表すもので、3カ年の平均比率を出すものである。

3カ年の各単年度実質公債費比率は

令和元年度 14.33785%

平成30年度 14.29876%

平成29年度 14.48297%

となっており、3カ年平均の実質公債費比率は14.3%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。さらに、18%を下回っていることから、今年度においても地方債許可団体の要件には該当していない。

今後もより一層適正な管理に努めていただきたい。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は74.7%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、特に指摘すべき事項は無い。